

青年部臨時運営規定

本規定は、当青年部会規則並びに諸規定に定めるところに係わらず、2019年度の当青年部会運営に関する原則を定める。

第一条 ちっご祭を当青年部会の全体事業と位置づけし、全員の参加を目指し、親睦を深めることを目的とする。

第二条 役員会の議長は、会長の権限で会長若しくは副会長の中から選出する。

第三条 各委員会には、委員長を1名・副委員長を1名及び委員若干名を置く。
但し筑後ビジョン室に於いては委員長1名及び委員若干名のみ置くものとする。

附則

本規定は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日までとする。